

○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 （略）

3～11 （略）

個人情報保護に関する法律施行令

○個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

（個人識別符号）

第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

四 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

十 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

個人情報保護に関する法律施行規則・個人情報保護法ガイドライン(通則編)

○個人情報保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報保護に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条

この規則において使用する用語は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条

個人情報保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

○個人情報保護法ガイドライン（通則編）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（2-1（個人情報）参照）（※）。具体的な内容は、政令第1条及び規則第2条から第4条までに定めるとおりである。

政令第1条第1号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第2条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

○個人情報保護法ガイドライン（通則編）

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンズデータ、全エクソームシーケンズデータ、全ゲノム塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンズデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質

音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア

により、本人を認証することができるようにしたもの

ト 指紋又は掌紋

（指紋）指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
（掌紋）手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

チ 組合せ

政令第1条第1号イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

（※）「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」（法第2条第2項第2号）とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」 に関する Q & A

問 0 0 8

「個人識別符号」とはどのようなものを指しますか。

(回答)

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。具体的な内容は、政令第 1 条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条から第 4 条までに定めるとおりです。

健康保険法（大正11年法律第70号）に係る具体的なものとして、保険者番号及び被保険者等記号・番号などがあります。

Q 1 - 11

顧客との電話の通話内容を録音していますが、通話内容から特定の個人を識別することはできません。この場合の録音記録は、個人情報に該当しますか。

A 1 - 11

基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報とあわせて全体として個人情報に該当することはありますので、個別の事例ごとの判断が必要です。なお、録音した音声から特徴情報を抽出し、これを話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるデータに変換した場合、当該データは個人識別符号に該当し、それ単体で個人情報に該当します。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A

Q 1 - 19

「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」（法第2条第1項）に該当する事例としては、どのようなものがありますか。

A 1 - 19

例えば、特定の個人を識別することができる情報に割り当てられている識別子（例：顧客ID等）と共通のものが割り当てられていることにより、事業者内部において、特定の個人を識別することができる情報とともに参照することが可能な場合、他の情報と容易に照合することができると解され得るものと考えられます。

Q 1 - 22

施行令第1条第1号に規定された個人識別符号に関するガイドライン（通則編）の記載において、「本人を認証することができるようにしたもの」とありますが、これは具体的にどのようなことを想定しているのですか。

A 1 - 22

「本人を認証することができるようにしたもの」とは、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報のある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号を想定しています。

Q 1 - 23

施行令第1条第1号に規定された個人識別符号に関するガイドライン（通則編）の記載において、「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」とありますが、これは、事業者が認証を目的としてある符号を取り扱っている場合にのみ、当該符号が個人識別符号に該当するという趣旨ですか。

A 1 - 23

「本人を認証することができるようにしたもの」とは、「本人を認証することができるだけの水準がある」という趣旨であり、事業者が実際に認証を目的として取り扱っている場合に限定しているものではありません。

「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A

Q 1 - 24

ゲノムデータは個人識別符号に位置付けられていますが、学術研究機関等が学術研究目的でゲノムデータを取り扱う場合にも個人情報保護法は適用されますか。

A 1 - 24

学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。法第16条第8項）が学術研究目的でゲノムデータを取り扱う場合にも、個人情報保護法が適用されます。その上で、利用目的による制限（法第18条第1項）、要配慮個人情報の取得制限（法第20条第2項）、第三者提供の制限（法第27条第1項）等については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、学術研究機関等に関する例外規定が設けられています（法第18条第3項第5号及び第6号、法第20条第2項第5号から第7号まで、法第27条第1項第5号から第7号まで等）。（令和4年4月更新）

Q 1 - 25

携帯電話番号やクレジットカード番号は個人識別符号に該当しますか。

A 1 - 25

携帯電話番号やクレジットカード番号は、様々な契約形態や運用実態があり、およそいかなる場合においても特定の個人を識別することができるとは限らないこと等から、個人識別符号に位置付けておりません。なお、このような番号も、氏名等の他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合には、個人情報に該当します。

Q 1 - 26

医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号は、それぞれの番号等自体が個人識別符号なのですか、それとも3つ揃うことで個人識別符号なのですか。

A 1 - 26

医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号は、3つ（被保険者記号が無い場合は2つ）揃うことで特定の個人を識別することができ、個人識別符号に該当します。（令和6年12月更新）

その他

特別カテゴリの個人データの処理の条件を遵守する義務（9 条）

人種もしくは民族的出自、政治的意見、宗教上もしくは思想上の信条、または、労働組合への加入を明らかにする個人データの処理、ならびに、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ、または、自然人の性生活もしくは性的指向に関するデータ、すなわち特別カテゴリの個人データの処理は、原則として禁止される（9 条 1 項）。特別カテゴリの個人データはデータ保護の観点から特にセンシティブなデータであるため、例外的に処理が認められる範囲が限定されている（データ主体の明示的同意等）。

UK GDPR では、特別カテゴリの個人データを以下のように定義する。

- 人種や民族の起源を明らかにする個人データ
- 政治的意見を明らかにする個人データ
- 宗教的または哲学的な信念を明らかにする個人データ
- 労働組合のメンバーであることを示す個人データ
- 遺伝的データ
- バイオメトリックデータ（本人確認を目的とする場合）
- 健康に関するデータ
- 個人の性生活に関するデータ
- 人の性的指向に関するデータ

犯罪の被疑事実、手続または有罪判決に関する個人データには、別のルールが適用されるため、これらの個人データは特別カテゴリの個人データには含まれない。特別カテゴリの個人データには、上記のカテゴリのデータを明らかにする、またはそれに関する個人データが含まれる。したがって、上記のカテゴリのいずれかに該当する誰かの詳細を推測した場合、当該データは特別カテゴリの個人データとしてカウントされる可能性がある。ただし、その推測がどの程度確かなものであるか、また、意図的にその推測を行ったかどうかによって異なる。

引用：「英国一般データ保護規制（UK GDPR）」実務ハンドブック

2022 年 4 月 日本貿易振興機構（ジェトロ） ロンドン事務所 海外調査部